

西目屋村障がい者活躍推進計画 実施状況の公表

評価年度	令和 4 年度	機関名	西目屋村（村長部局）	任命権者	西目屋村長
計画期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日（5 年間）				

※ 他の任命権者部局は少人数であり、村長部局から職員を出向させているので、村長部局以外の部局についても合同により取組みを行っている。

取組内容の実施状況	○ 障がい者の活躍を推進する体制整備（組織面・人材面） 障がい者雇用推進者として総務課長を選任している。 （本村においては、村長部局以外についても統括する。） ○ 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 現在未達成である。 ○ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 職務環境の整備、募集・採用、働き方、キャリア形成等の人事管理については、計画期間内の策定を目指す。 ○ その他 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等の状況【令和 4 年度】 合計 809 千円（事務用品等 141 千円、印刷発注 668 千円）
ロールモデルとなる障がい者の事例	これまで障がい者の募集・採用の実績なし。
「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果	現在雇用数は 0 人。過去の採用実績もない。 村長部局の職員数が 30 人の小規模な機関であるため、特に募集、採用・体制整備を行っていない。法定雇用率の規定において雇用の義務はないが、障がい者の雇用促進について他市町村等を参考として、特にデジタル化推進の結果障がい者の雇用が可能となる状況等を想定し、1 人以上を雇用すべく、引き続き推進に取り組む。
計画の見直し・修正	令和 6 年度において、次年度以降の計画を策定予定である。